

資料2

西脇市における重層的支援体制整備事業について

ほっこり いいね・西脇市
～みんなが安心・心つながるまちづくり～

西脇市における重層的支援体制整備事業 について



西脇市福祉部

「地域共生社会」とは

地域共生社会の理念



制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方

地域共生社会の実現

8050
ダブルケア
ひきこもり

包括的な支援体制の構築へ

複合化・複雑化する地域生活課題への対応が必要！

少子高齢化

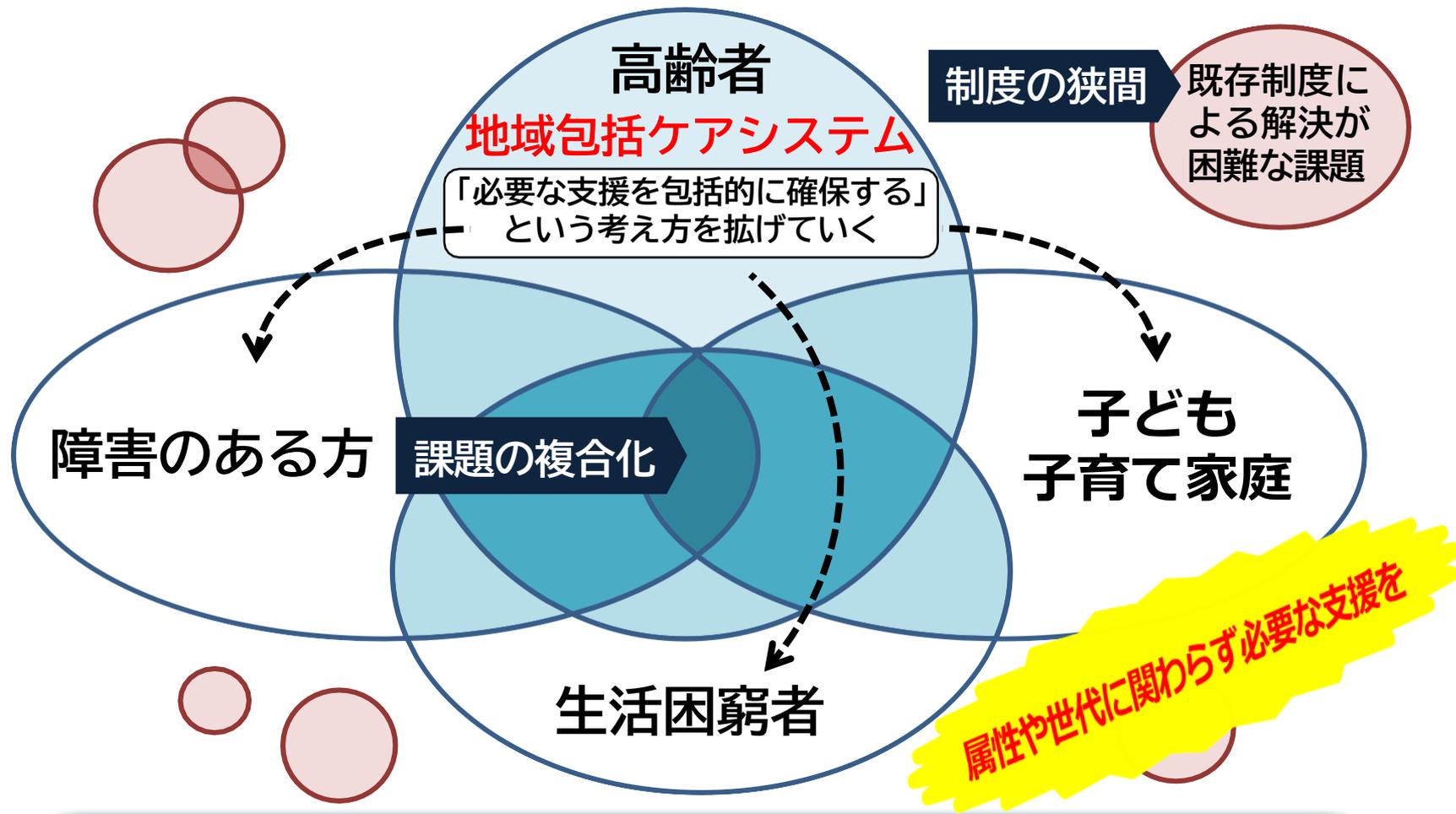
地域のつながりの

人口減少

希薄化

核家族化

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



地域力の強化

「他人事」でなく「我が事」として考える地域づくり

重層的支援体制整備事業とは

複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。

★取組の3本柱

- ①包括的な（属性を問わない）相談支援
- ②参加支援
- ③地域づくりに向けた支援

★5つの機能（事業）

- ①包括的相談支援事業
- ②アウトリーチ等を通じた継続支援事業
- ③多機関協働事業
- ④参加支援事業
- ⑤地域づくり事業

※複雑化・複合化した支援ニーズとは

- ・一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯、介護と育児のダブルケア、**ヤングケアラー**など）
- ・世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
- ・制度にうまくつながらず、孤立を深め、生活が破たんする。

※支援者側の課題

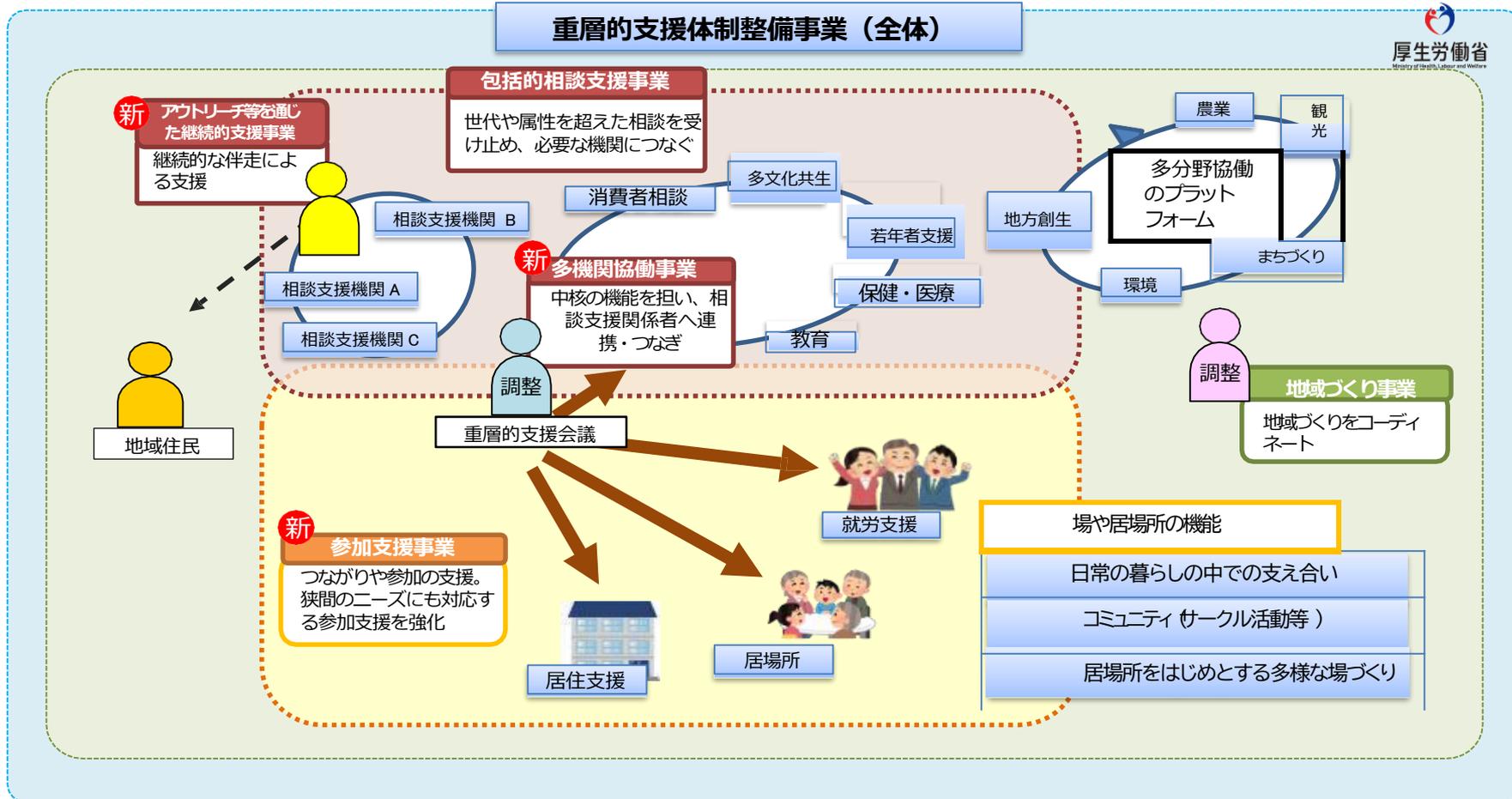
- ・子ども、障害、高齢、生活困窮といった従来の属性別の支援体制では限界がある。
- ・人手不足の中、各支援団体や相談窓口で対応できる時間や範囲に限りがあり、課題を認識していても十分な対応ができないケースがある。

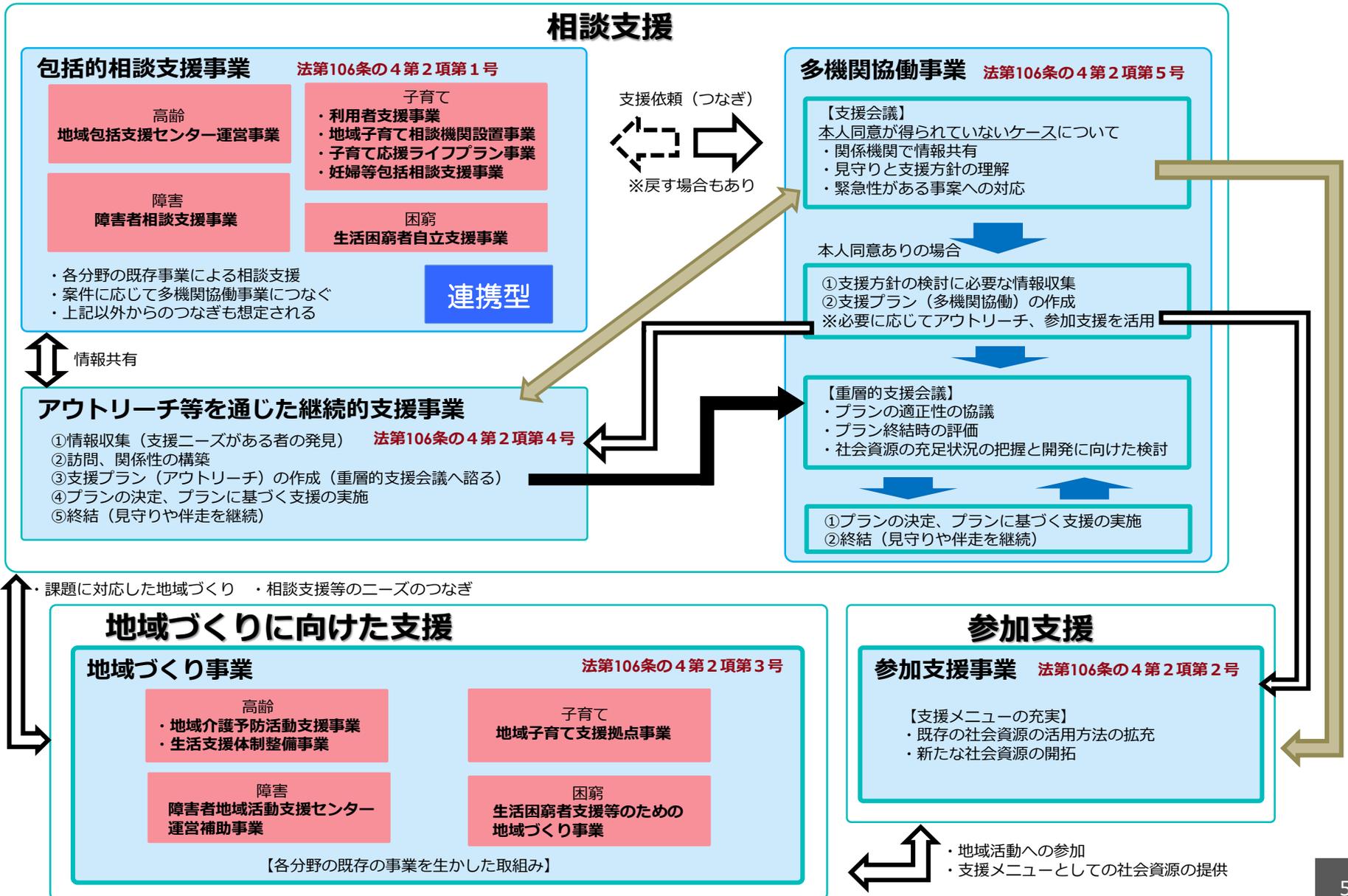
分野を超え、中長期的な支援ができる体制づくりを目指していく。

重層的支援体制整備事業について (イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例について多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期こたたりつきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

重層的支援体制整備事業 (全体)





令和4年度から重層的支援体制整備移行準備事業を実施（3年間）
令和7年度の本格実施を目指す。

★令和4年度・令和5年度の取組★

①包括的相談支援事業

- ・市の窓口や相談支援機関において、属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応する（連携型）。
- ・相談支援機関で把握した複雑化・複合化した課題を有する世帯については、包括化推進員（長寿福祉課配置）が対象ケースを一元管理する。
（R6.4.1時点で6世帯把握。）

②多機関協働事業

- ・長寿福祉課の包括化推進員が中心となり実施する。
- ・対象ケースへの具体的な支援は、（従来どおり）各相談支援機関での対応を基本とする。
- ・必要なケースについて、関係する支援機関を参集した重層的支援会議を開催し、支援プランを作成する。長期的な視点での支援の方向性の検討や関係機関間の役割調整を実施する。

★令和6年度の取組★

- ・アウトリーチ等を通じた継続支援事業、参加支援事業、地域づくり事業は、R6年度中に、現行事業を精査し、順次、体制を整備していく。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市の重層的支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題がある。

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

○属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市が、円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」の創設

○既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため **I 相談支援** **II 参加支援** **III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。

○市の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際は、I からIIIの支援は必須。

○相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

I～IIIを通じ
継続的な伴走支援
多機関協働による
支援を実施

⇒ 新たな参加の場や
地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

こども分野の
相談・地域づくり

困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない

相談支援
地域づくり
の実施体制

支援会議について（第106条の6関係）

重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、支援機関等の関係者により構成される会議である「支援会議」を組織することができ、円滑な事業実施のための情報交換や、地域住民が日常生活や社会生活を営むための支援体制に関する検討を行う。

構成員のイメージ

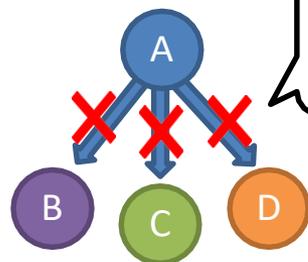
行政機関（労働・住まい・保健医療・教育・農林水産等）、各分野の相談支援機関やコーディネーター、サービス提供事業者、医療機関、**金融機関**、協同組合、学校、NPO、社会福祉法人、地縁組織、ボランティア等の活動団体、専門職団体、民間企業等

厚労省



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

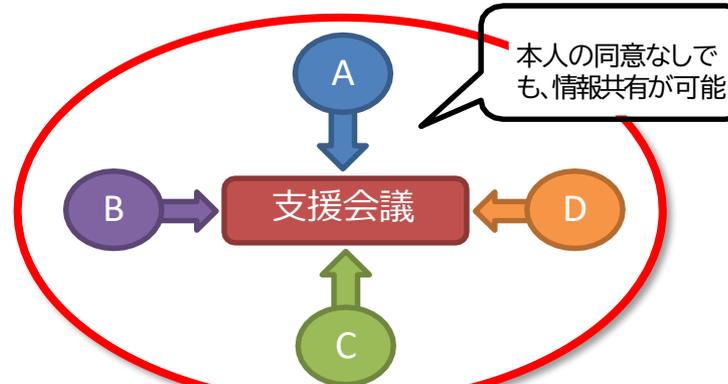
本人同意がない場合



本人の同意なしでは、情報共有ができない

- 守秘義務の規定が各法で定められているため、本人の同意がない場合には、他部局・機関との情報共有が困難
- 世帯内に分野横断的な複数の課題が存在する場合に、支援への支障が生じやすい

「支援会議」の実施により



本人の同意なしでも、情報共有が可能

- 守秘義務の規定により、本人の同意がない場合にも、他部局・機関との情報共有が可能

支援会議

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とする。
 - ⇒ 地域において関係機関等がそれぞれ把握ながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にする。
- ★構成員の役割
 - ・気になる事案の情報提供・情報共有
 - ・見守りと支援方針の理解
 - ・緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではなく、あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

重層的支援会議

- 重層的支援会議は、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 主な4つの役割
 - ①プランの適切性の協議
 - ②支援提供者によるプランの共有
 - ③プラン終結時等の評価
 - ④社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討